

②新たな化学物質規制- 5

職場の化学物質管理の進めるべ
ケミガイド

▼ 背景 ▼ 主な労災事例 ▼ ケミサポのご紹介 ▼ お問い合わせ ▼ 動画で知る ▼ お知らせ

職場で使う「消毒剤」も
化学物質を用いた「洗浄、清掃、漂白」も
美容院で使う「毛染め剤」も
美容院で「毛染め剤」を素手で使って皮膚にかぶれ
職場で使う「消毒剤」も

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

**職場で使っている「化学製品」
管理の準備すすめてますか？**

30秒動画

食品加工の「洗浄剤」も
印刷会社の「染色剤」も
職場で使う「カビ取り用洗剤」も
施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に
職場の「塗料」も
職場で使う「さび止め」も
殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に
建設現場の「接着剤」も

「ケミガイド」がご案内します

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



職場の化学物質管理の進めるべ
ケミガイド
んだね！

▼ 背景 ▼ 主な労災事例 ▼ ケミサポのご紹介 ▼ お問い合わせ ▼ 動画で知る ▼ お知らせ

**今回の労働安全衛生法の改正で、
規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全て*に拡大されます。**

※現状の約670物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

これまで危険性・有害性のある物質についてその情報が物質を使う人には伝達されていなかったこと、あるいは、伝達されても使う人が適切な取り扱いをしていなかったことが原因で、職場での労働災害がなかなか減りませんでした。

まずは身近な製品のラベルをチェック

こんなふうに赤枠で囲まれたGHSのマークがラベルに表示されている製品は、危険性・有害性があるので取り扱いに注意しましょう。

そして、法律に従った管理が必要なリスクアセスメント対象物が含まれているかどうか、SDS(安全データシート)を確認してみましょう。

③転倒災害防止対策- 1

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

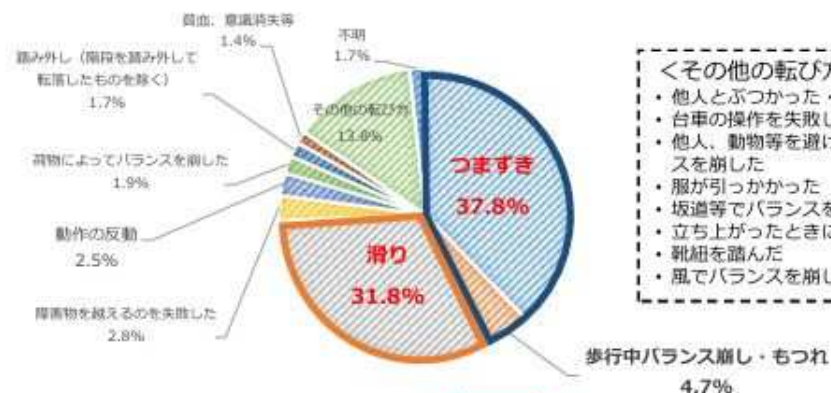
47日

転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではなく

転倒時の類型



<その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

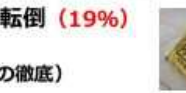
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➤転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- ☐ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➤バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐ 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➤敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➤適切な通路の設定
➤敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➤設備、什器等の角の「見える化」
- ☐ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐ 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➤従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- ☐ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➤水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ☐ 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➤滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



エイジフレンドリー補助金
中小企業事業者
安全衛生サポート事業

③転倒災害防止対策- 2

今すぐできる転倒防止対策（4つのポイント）

小売業の労働災害が増加しています！
令和3年に愛媛県の小売業で発生した労働災害のうち
転倒災害が約3割を占めています



ポイント1 4S活動を実践しましょう！

4Sとは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常活動として行うのが4S活動です。

4S活動は、災害防止だけでなく、作業のしやすさ等の効果も期待できます。
通路にもものを放置しない、用具・作業用品等は決められた場所に置く、床の汚れ（水、油、粉など）は取り除くなどを心がけましょう。

ポイント2 時間に余裕をもって行動しましょう！

急いでいる時でも走らないよう、時間に余裕をもって行動しましょう。

ポイント3 階段では両手で大きな荷物を持たないようにしましょう！

階段で両手で大きい荷物を持つと、足元が見えず転倒の危険があります。足元が見えにくい状態で作業しないようにしましょう。
また、なるべく手すりを持つように心がけましょう。

ポイント4 作業に適した靴を履きましょう！

転倒の主な原因のうち、「滑り」と「踏み外し」は、靴底の滑りにくさを上げることで転倒リスクを下げるすることができます。
滑りにくさや、屈曲性、重量などに留意し、作業に適した靴を履きましょう。

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	用具・介護用品等の置き場所が決められていますか	☐
4	段差のある箇所や滑りやすい場所などは標識などで注意喚起していますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

③転倒災害防止対策- 3

■ 転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~

② 座屈ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	46~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	35.1	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~

身体機能計測の評価数字を
下のレーダーチャートに赤字で記入

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつかる、よけて歩きますか				① 歩行能力
2. 両手や片手で物を握る時、握力は減りますか				② 筋力
3. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				③ 敏捷性
4. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				④ バランス
5. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				⑤ 静的バランス
6. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				⑥ 動的バランス
7. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				⑦ バランス
8. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				⑧ バランス
9. 歩行中、小さな障害に足もたれ、止まったり、歩きの向きが変わりますか				⑨ バランス

合計の数
2~3 1
4~5 2
6~7 3
8~9 4
10 5

下のレーダーチャート
評価結果を赤字で記入します
（Iの身体機能計測結果を赤字で記入、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入）

① 歩行能力・筋力
② 敏捷性
③ バランス（静的）
④ バランス（動的）
⑤ 静的バランス
⑥ 動的バランス

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。



転倒災害防止 特設ページQR

健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

④ 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 1

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
高年齢労働者の安全衛生対策
特設ページQR

1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）**

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）**

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

- **体力の状況の把握**

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

④ 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 2

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - ・ 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
 - ・ 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

エイジフレンドリー補助金

令和7年度も実施される予定




 厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare
 エイジフレンドリー補助金事業
 特設ページQR

最新情報はQRから確認してください。

④ 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 3



エイジアクション100～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

Ⅱ 「エイジアクション100」の概要

1 特色

「エイジアクション100」の特色は、次の3点です。

- (1) 高年齢労働者の安全と健康確保のための取組（エイジアクション）として、100 の取組を推奨しており、これを盛り込んだチェックリストを活用して、現在の取組状況のチェックを行うことにより、職場の課題を洗い出すことができます。
- (2) チェックリストの解説等の参考資料を付しており、加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害の発生リスクの低減のための対策、高年齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直し等のポイントを理解していただけるようにしています。
- (3) チェックの結果を基に、労働災害に直結する可能性の高い事項を優先して取り上げて、職場改善の検討を進めることができるようにするとともに、検討を進める際に役立つ国等のパンフレットのリストも併せて盛り込んでおり、PDCAサイクルの下で、取組を継続することにより、着実にスパイラルアップできるようにしています。



特設ページQR

⑤ 退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

- 1

**2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、
以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます**

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人**
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等**

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

⑤ 退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

- 2

法令改正等の主要内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

⑤ 退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

- 3

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

⑤ 退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

- 4

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



⑤ 退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

- 5

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える



⑥ 石綿健康障害防止対策- 1

『事前調査の基本的な流れ』



事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているが事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます ※

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

※ システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和 5 年 **10月1日**
着工の工事から!!

**事前調査に係る資格が
令和 8 年 1 月 1 日から追加**
※詳細は次ページ

⑥ 石綿健康障害防止対策- 2

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
 - 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
 - ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など
- ※詳細は裏面をご覧ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです
いますぐご確認ください
※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備 ^{※2} |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備 ^{※3} |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備 ^{※1} | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備 ^{※4} |

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- ☐ 煙突^{※5}
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業

はい

工作物石綿事前調査者資格が必要

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている方も、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

・工作物石綿事前調査者
・一般/特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

いいえ

工作物石綿事前調査者資格は**不要**

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます!

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.shiwata.mhlw.go.jp/course/>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



チラシQR
(石綿総合情報ポータルサイト内)

⑦ 労働安全衛生関係の一部の手続の **電子申請が義務化**されています

令和7年1月1日より、

以下の報告の電子申請が義務化されます。
これらの報告の際には、入力支援サービスをご活用ください。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



電子申請に当たっては
**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス**
をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



⑧ 安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料でを行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

目次

(1) 序章

(2) 労働災害の発生状況等について (R6年 松山監督署 全産業 等)

(3) 松山第14次労働災害防止計画 (進捗状況)

(4) 「安全は作るもの」ということを忘れていませんか

(5) 安全衛生行政に係るトピックス

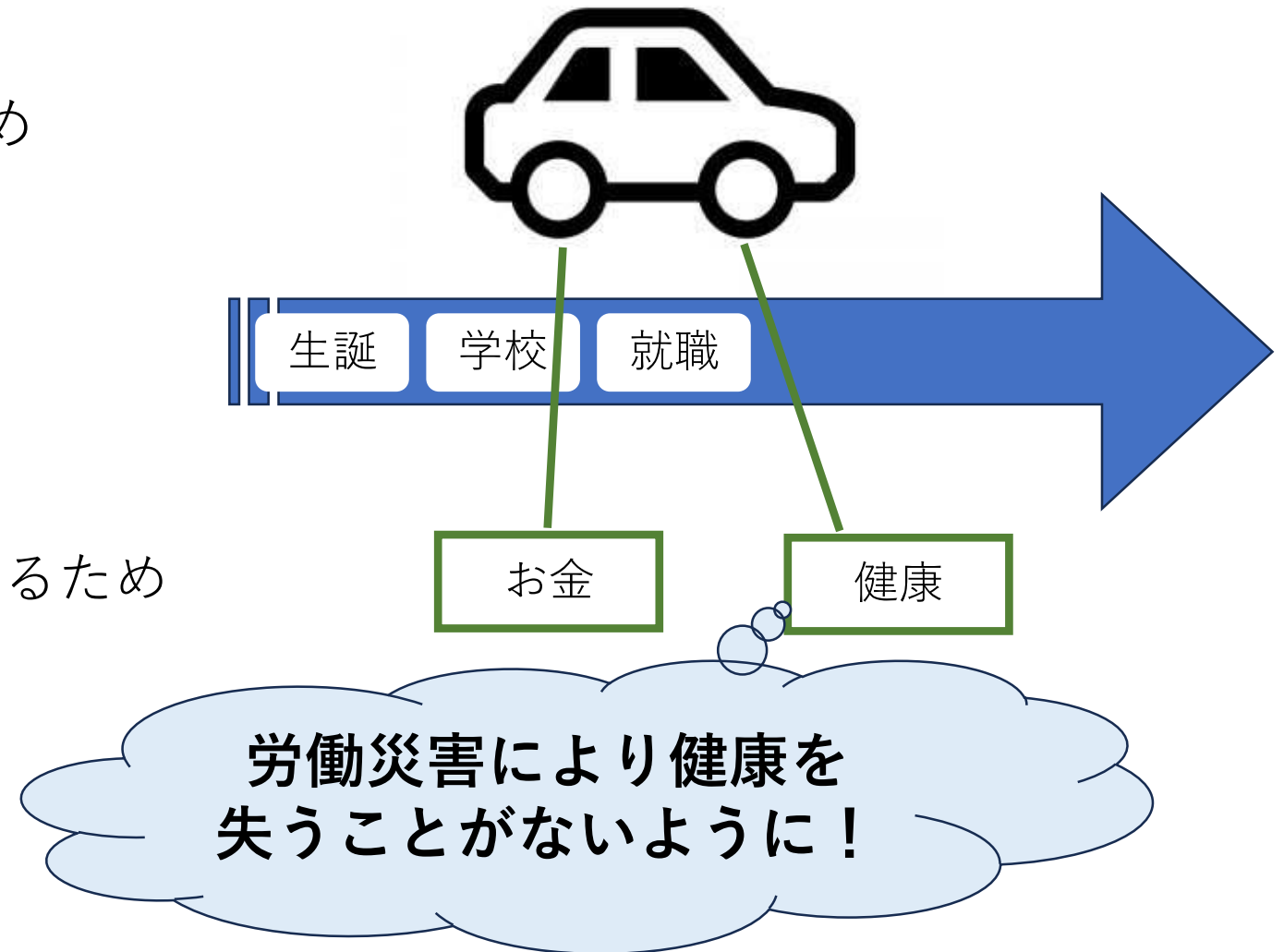
(6) まとめ

まとめ①

なぜ人は働かなくてはいけないのか？

人生を「楽しく」そして「豊か」にするため

- ①生活費を稼ぐため
- ②働いた賃金で欲しいものを買うため
- ③社会貢献のため
- ④自己成長のため
- ⑤趣味に力を入れるため
- ⑥将来的な不安を解消するため
- ⑦特定の分野の知識やスキルを身につけるため
- ⑧充実感や満足感を得るため
- ⑨人とのつながりを作るため



まとめ②

安全衛生活動の定着に近道はありません！



安全衛生なぞかけ（ある企業の優秀作品）

『危険の芽』とかけて「努力」と解きます。
その心は、

『つむ（摘む・積む）事が大事です』



ご静聴ありがとうございました。
ご安全に！



※安全衛生旗

働くすべての人の安全第一や無事故を心がけるために、緑色の十字の旗「安全旗」をかかけていました。それに加えて、病気や働きすぎなどの働くすべての人の健康や衛生にも気をつけて取り組んでいこう、という姿勢のためにかかげられるのが「安全衛生旗」です。

令和7年5月13日

松山労働基準監督署 安全衛生課

(愛媛労働基準協会松山支部会員会議)